

第12号議案

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取について

上記の議案を提出する。

令和8年1月28日

提 出 者 文 京 区 教 育 委 員 会

教 育 長 丹 羽 恵 玲 奈

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「職員」を「職員等」に改め、同条第二項中「及び都職員」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 区が職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、他に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第二条第一項第四号中「職員については、その住所又は居所」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の本拠地となる地に旅行することをいう。

第二条第一項に次の二号を加える。

七 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方及び子で職員と生計を一にするものをいう。

八 遺族 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員

の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

第二条第二項及び第三項を削る。

第三条第二項を次のように改める。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

一 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

二 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

三 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

四 職員が出張のための外国旅行中に退職等となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

五 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

第三条第五項中「から第三項まで」を、「第二項及び第四項」に改め、「交通機関の事故又は」を削り、「やむを得ない」を「任命権者が定める」に、「の金額」を「で任命権者が定める金額」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「から前項まで」を、「第二項及び前項」に、「旅費」を「旅費」に改め、「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「その出発前に、第四条第三項」を「次条第三項」に、「旅行命令等を取り消され」を「旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第四項並びに第五条において同じ。）を受け」に改め、「死亡した場合」の下に「その他任命権者が定める場合」を加え、「があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額」を「のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で任命権者が定めるもの」に改め、同項を同

条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 職員が前項第一号又は第四号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号若しくは第二十九条第一項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつたときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

第四条第一項各号列記以外の部分中「任命権者又は任命権者の委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）を「旅行命令権者」に改め、同項第二号中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同条第三項中「を（変更（取消しを含む。以下同じ。）する」を「の変更をする」に、「第五条第一項」を「次条第一項」に改め、同条第四項中「これを変更する」を「その変更をする」に改める。

第五条第一項中「変更された」を「変更を受けた」に改め、同条第二項中「後」の下に「、できるだけ」を加え、同条第三項中「、その」を「、当該」に改める。

第六条を削る。

第七条中「旅費は」の下に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、次章に定める種目及び内容に基づき」を加え、同条を第六条とする。

第八条から第十三条までを削る。

第十三条の二第一項中「精算書」の下に「（当該請求書又は精算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を加え、「支出担当者等」を「支出担当者」に改め、同条第三項中「支出担当者等」を「支出担当者」に改め、同条を第七条とする。

第二章を次のように改める。

第二章 旅費の種目及び内容

(旅費の種目及び内容)

第八条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

(鉄道賃)

第九条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。次項及び第十二条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 急行料金

三 寝台料金

四 座席指定料金

五 特別車両料金

六 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(船賃)

第十条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の

用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。次項、第十二条及び第二十三条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 寝台料金

三 座席指定料金

四 特別船室料金

五 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第十一条 航空賃は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。次項、次条及び第二十三条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 座席指定料金

三 前二号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、搭乗する航空機の目的地までの予定所要時間が八時間以上の場合であつて、運賃の等級が三以上に区分された航空機により移動する場合には、最下級の直近上位の級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第十二条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第二号及び第三号に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

一 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃

二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

三 前二号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第十三条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程(昭和二十五年大蔵省令第四十五号)別表第二に定める宿泊費基準額のうち、職務の級が十級以下の者の欄に掲げる額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として任命権者が別に定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第十四条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第十五条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程別表第三に定める宿泊手当の定額とする。

2 宿泊手当の額は、前二条の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の三分の二の額

二 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の三分の一の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前二項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、国家公務員等の旅費支給規程別表第三に定める額とする。ただし、この条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の三分の一の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前三項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(転居費)

第十六条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第十八条第一項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して次に掲げる方法により算定される額とする。

一 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的な

ものを選択するとき（複数の運送業者に見積りをさせることができない特別な事情があるときを含む。）に限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

二 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものととして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、この条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の旅費として支給することが適当でない費用として任命権者が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前二項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

（着後滞在費）

第十七条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、五夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第十八条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

一 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

二 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転す

る場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第二号に規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第十九条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして任命権者が定める費用の額とする。

(死亡手当)

第二十条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第三条第二項第五号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して国家公務員等の旅費支給規程別表第五に定める死亡手当の定額とする。

第三章を削る。

第四十三条第一項中「旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合」を「旅行者が区以外の者から旅費の支給を受ける場合」に改め、「当該」を削り、同条第二項中「任命権者は」を「任命権者は、」に改め、第四章中同条を第二十五条とし、同条の前に次の四条を加える。

(退職者等の旅費)

第二十一条 第三条第二項第一号又は第四号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について支給するものであつて、次に掲げる旅費とする。

一 第三条第二項第一号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための内国旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から

旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

二 第三条第二項第四号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第二十二條 第三条第二項第二号、第三号又は第五号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、次に掲げる旅費とする。

一 第三条第二項第二号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合にあつては、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

二 第三条第二項第三号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰

住地（外国に帰住する場合にあつては、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

三 第三条第二項第五号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

2 遺族が前項各号に規定する旅費の支給を受ける順位は、第二条第八号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

（本邦通過の場合の旅費）

第二十三条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、外国旅行の規定による。

（旅費の支給額の上限）

第二十四条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第九条第一項各号、第十条第一項各号、第十一条第一項各号及び第十二条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第六条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第十九条並びに第六条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第四十四条中「この規定」を「この条例の規定」に、「旅費」を「旅費」に改め、同条に次の一項を加える。

2 旅行命令権者は、職員について船員法第四十七条第二項の規定に該当する事由があつた場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

第四十四条を第二十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(旅費の返納)

第二十七条 支出担当者は、旅行者がこの条例又はこれに基づく規程の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規程の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、任命権者が定める。

第四十五条に見出しとして「(委任)」を付し、同条中「に定めがあるもののほか実施上」を「の施行について」に改め、同条を第二十八条とする。

第四章を第三章とする。

付則第四項を削り、付則第五項中「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を削り、「種類」を「種目」に改め、同項を付則第四項とする。

別表第一及び別表第二を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第二条第四号に規定する旅行命令権者が新条例第四条第一項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の職員の旅費に関する条例(以下「旧条例」という。)第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第二条第四号に規定する旅行命令権者が新条例第四条第三項に規定する旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第三条第二項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職(以下「退職等」という。)となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第三条第五項及び第六項の規定は、これらの項に規定する者が同条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第三条第一項から第三項までの規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 新条例第二十七条の規定は、新条例又はこれに基づく規程の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年十二月文京

区条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に、「渡航手数料」を「渡航雑費」に改める。

別表中「職員の旅費に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十六号)中指定職の職務にある者」を「文京区長及び副区長給与条例(昭和二十二年六月文京区条例第七号)の規定による副区長が受けるべき額」に改める。

(文京区長及び副区長給与条例の一部改正)

7 文京区長及び副区長給与条例(昭和二十二年六月文京区条例第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「は別表第二」を「のうち旅費条例により難いものについては、別表第二に定めるところ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 旅費の算定方法は、この条例に定めるものを除き、職員の旅費に関する条例(昭和三十四年七月文京区条例第三十号。以下「旅費条例」という。)の例による。

第五条第三項中「職員の旅費に関する条例(昭和三十四年七月文京区条例第三十号)」を「旅費条例」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二(第三条関係)

一 鉄道賃、船賃及び航空費

区分		旅費の額
鉄道賃		旅費条例第九条第一項各号に掲げる各費用の額の合計額。この場合において、同項第一号に掲げる運賃の額は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最上級の運賃の額を上限とする。
船賃		旅費条例第十条第一項各号に掲げる各費用の額の合計額。この場合において、同項第一号に掲げる運賃の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額を上限とする。 (1) 運賃の等級が三階級に区分された船舶により移動するとき 中級の運賃の額（中級を更に二以上に区分する場合は、中級のうちの最上級の運賃の額） (2) 運賃の等級が二階級に区分された船舶により移動するとき 上級の運賃の額（上級を更に二以上に区分する場合は、上級のうちの最上級の直近下位の級の運賃の額）
内国旅行	外国旅行	旅費条例第十条第一項各号に掲げる各費用の額の合計額。この場合において、同項第一号に掲げる運賃の額は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最上級の運賃（最上級を更に二以上に区分する場合は、最上級のうちの最上級の運賃）の額を上限とする。
副区長	区長	旅費条例第十条第一項各号に掲げる各費用の額の合計額。この場合において、同項第一号に掲げる運賃の額は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最上級の運賃の額を上限とする。

二 宿泊費

区分	航空賃	区分	旅費の額
区長	副区長	区長	より移動するときは、最上級の運賃（最上級を更に二以上に区分する場合にあつては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる運賃）の額を上限とする。 (1) 最上級を更に四以上に区分するとき 最上級の直近下位の級の運賃 (2) 最上級を更に三に区分するとき 最上級のうちの中級の運賃 (3) 最上級を更に二に区分するとき 最上級のうちの下級の運賃 旅費条例第十一条第一項各号に掲げる各費用の額の合計額。この場合において、同項第一号に掲げる運賃の額は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最上級の運賃の額を上限とする。 旅費条例第十一条第一項各号に掲げる各費用の額の合計額。この場合において、同項第一号に掲げる運賃の額は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最上級の運賃の額を上限とする。 (1) 運賃の等級が三以上に区分された航空機により移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃 (2) 運賃の等級が二に区分された航空機により移動するとき 最上級の運賃
国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）別表			

	第二に定める宿泊費基準額のうち、内閣総理大臣等の欄に掲げる額
副区長	国家公務員等の旅費支給規程別表第二に定める宿泊費基準額のうち、指定職職員等の欄に掲げる額

(文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部改正)

8 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例(昭和三十一年九月文京区条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「別表第一」を「別表」に改める。

第三条第二項中「種類」を「種目」に、「別表第二による」を「文京区長及び副区長給与条例(昭和二十二年六月文京区条例第七号)の規定による副区長が受けるべき額相当額とする」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項に定めるもののほか、旅費の算定方法については、職員の旅費に関する条例(昭和三十四年七月文京区条例第三十号。以下「旅費条例」という。)の例による。

第五条第三項中「職員の旅費に関する条例(昭和三十四年七月文京区条例第三十号)」を「旅費条例」に改める。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

(文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

9 文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和三十一年十二月文京区条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「種類」を「種目」に、「副区長」を「文京区長及び副区長給与条例(昭和二十二年六月文

京区条例第七号)の規定による副区長が受けるべき額」に改め、同項ただし書中「区長」を「文京区長及び副区長給与条例の規定による区長が受けるべき額」に改め、同条第四項中「職員の旅費に関する条例(昭和三十四年七月文京区条例第三十号)」を「旅費条例」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前二項に定めるもののほか、旅費の算定方法については、職員の旅費に関する条例(昭和三十四年七月文京区条例第三十号。以下「旅費条例」という。)に基づく職員の旅費の算定方法に準ずる。

(審理、喚問、聴問等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例の一部改正)

10 審理、喚問、聴問等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例(昭和五十年三月文京区条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項各号列記以外の部分中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費」に、「食卓料」を「宿泊手当」に改め、同条第二号中「中五級の職務にある者」を「の規定による職員に支給する額」に改め、同条第三項ただし書を削る。

(文京区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

11 文京区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年十二月文京区条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「別表第一」を「別表」に改める。

第五条第二項中「車賃、旅行雑費、宿泊料」を「その他の交通費、宿泊手当」に、「食卓料」を「宿泊費」に、「七種」を「六種」に、「別表第二のとおり」を「職員の旅費に関する条例(昭和三十四年七月文京区条例第三十号。以下「旅費条例」という。)」の規定による職員に支給する額相当額」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項中「職員の旅費に関する条例(昭和三十四年七月文京区条例第三十号。以下「旅費条例」とい

う。」を「旅費条例」に改める。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

(文京区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

12 文京区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年十二月文京区条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「車賃、旅行雑費、宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費」に、「食卓料」を「宿泊手当」に、「本条」を「この条」に、「中六級の職務にある者」を「の規定による職員に支給する額」に改める。

(文京区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

13 文京区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十四年四月文京区条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「車賃、旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊手当、宿泊費」に、「宿泊料」を「包括宿泊費」に、「五種」を「六種」に、「中六級の職務にある者」を「の規定による職員に支給する額」に改める。

(文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

14 付則第六項及び付則第十項から前項までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、施行日以後に発する旅行から適用し、施行日前に発した旅行については、なお従前の例による。

一 文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例

二 審理、喚問、聴問等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例

三 文京区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例

四 文京区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例

五 文京区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例

文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年条例第十七号）新旧対照表

改正後（案）	現行
第一条から第四条まで （略） （費用弁償） 第五条 委員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。 2 前項の規定により委員が会議への出席その他の勤務を行うため特別区の存する区域内を旅行したときは、日額旅費として二、〇〇〇円を支給する。 3 前項に定めるもののほか、公務のため旅行したときに支給する第一項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、<u>包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費</u>とし、その額は別表に定めるところによる。 4 旅費の支給方法は、一般職の職員の旅費の支給方法に準ずる。 <u>付 則</u> <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。 <u>（経過措置）</u> 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。 別表（第二条関係）【別記 参照】	第一条から第四条まで （略） （費用弁償） 第五条 委員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。 2 前項の規定により委員が会議への出席その他の勤務を行うため特別区の存する区域内を旅行したときは、日額旅費として二、〇〇〇円を支給する。 3 前項に定めるもののほか、公務のため旅行したときに支給する第一項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、旅行雑費、<u>宿泊料、食卓料及び渡航手数料</u>とし、その額は別表に定めるところによる。 4 旅費の支給方法は、一般職の職員の旅費の支給方法に準ずる。 別表（第二条関係）【別記 参照】

別表（第二条、第五条関係）

改正後（案）

区分	報酬の額	旅費の額
教育委員会教育長職務代理者	(略)	文京区長及び副区長給与条例（昭和二十二年六月文京区条例第七号）の規定による副区長が受けるべき額相当額
教育委員会委員	(略)	右に同じ
選挙管理委員会委員長	(略)	右に同じ
選挙管理委員会委員長職務代理者	(略)	右に同じ
選挙管理委員会委員	(略)	右に同じ
選挙管理委員会補充員	(略)	右に同じ
識見監査委員	(略)	右に同じ
議員選出監査委員	(略)	右に同じ

現行

区分	報酬の額	旅費の額
教育委員会教育長職務代理者	(略)	職員の旅費に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十六号）中指定職の職務にある者相当額
教育委員会委員	(略)	右に同じ
選挙管理委員会委員長	(略)	右に同じ
選挙管理委員会委員長職務代理者	(略)	右に同じ
選挙管理委員会委員	(略)	右に同じ
選挙管理委員会補充員	(略)	右に同じ
識見監査委員	(略)	右に同じ
議員選出監査委員	(略)	右に同じ

文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例（昭和三十一年九月文京区条例第十五号）新旧対照表

改正後（案）	現行
○文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例 昭和三十一年九月文京区条例第十五号 令和八年 月文京区条例第 号 （この条例の目的） 第一条 文京区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の給与及び勤務に関しては、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。 （給料） 第二条 教育長の給料額は、<u>別表</u>のとおりとする。 （旅費） 第三条 教育長が公務のため旅行したときは、順路により旅費を支給する。 2 旅費の<u>種目</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費の八種とし、その額は<u>文京区長及び副区長給与条例（昭和三十二年六月文京区条例第七号）の規定による副区長が受けるべき額相当額とする。</u> 3 <u>前項に定めるもののほか、旅費の算定方法については、職員の旅費に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第三十号。以下「旅費条例」という。）の例による。</u> （その他の給与） 第四条 教育長に対しては、給料及び旅費のほか、通勤手当及び期末手当を支給する。 （支給方法等）	○文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例 昭和三十一年九月文京区条例第十五号 （この条例の目的） 第一条 文京区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の給与及び勤務に関しては、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。 （給料） 第二条 教育長の給料額は、<u>別表第一</u>のとおりとする。 （旅費） 第三条 教育長が公務のため旅行したときは、順路により旅費を支給する。 2 旅費の<u>種類</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費の八種とし、その額は<u>別表第二</u>による。 <u>（新設）</u> （その他の給与） 第四条 教育長に対しては、給料及び旅費のほか、通勤手当及び期末手当を支給する。 （支給方法等）

第五条 給料の支給方法及び通勤手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第二十九号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

2 期末手当の額は、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に百分の百八十五を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とし、支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

3 旅費の支給方法は、旅費条例の適用を受ける職員の例による。

第六条及び第七条（略）

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

別表（第二条関係）（略）

（削除）

第五条 給料の支給方法及び通勤手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第二十九号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

2 期末手当の額は、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に百分の百八十五を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とし、支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

3 旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第三十号）の適用を受ける職員の例による。

第六条及び第七条（略）

別表第一（第二条関係）（略）

別表第二（第三条関係） 別記のとおり

別記

（現行）

別表第二（第三条関係）

旅費の額
職員の旅費に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十六号）中指定職職員相当額